

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年10月22日掲載)

No.87	障害者自立支援法における居住系サービス(グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム)を比較せよ。			
解答	項目	グループホーム	ケアホーム	福祉ホーム
	①位置づけ	・訓練等給付	・介護給付	・地域生活支援事業
	②対象者	<p>・就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者</p> <p>① 障害程度区分1または障害程度区分に該当しない知的障害者または精神障害者</p> <p>② 障害程度区分2以上の知的障害者または精神障害者であっても、利用者が特にグループホームの利用を希望する場合</p>	<p>・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者</p> <p>① 障害程度区分が区分2(要介護1程度)以上である者</p>	<p>・家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く)</p>
	③サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う	<p><管理人の業務></p> <p>・施設の管理</p> <p>・利用者の日常生活に関する相談、助言</p> <p>・福祉事務所等関係機関との連絡、調整</p>
	④期限	・利用期間の制限なし		
	⑤人員配置	<p>①サービス管理責任者</p> <p>②世話人→6:1以上または10:1以上</p>	<p>①サービス管理責任者</p> <p>②世話人6:1以上</p> <p>③生活支援員2.5:1~9:1</p>	①管理人

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

⑥日中活動	・就労, 就労継続支援等	・生活介護または就労継続支援等	・就労, 就労継続支援等
⑦利用者負担	・1割負担 ・家賃, 食材料費, 光熱水費などの実費負担		・実施主体の判断による ・家賃, 食材料費, 光熱水費などの実費負担
⑧居住環境	・居室は原則個室		
⑨事業所数	3,289 (2007,10.1)	2,433 (2007,10.1)	380 (2006.10.1)
⑩総定員数	31,424人 (2007,10.1)	27,211人 (2007,10.1)	5,387人 (2006.10.1)
⑪公営住宅の利用	・公営住宅においては, 知的障害者, 精神障害者が地域での自立した生活を営む場を提供する方策として, 1996年に公営住宅法を改正し, 社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができるとした。 ・活用実績: 539戸 (2007年3月末現在)	・公営住宅をケアホームとして活用することは可能である。	—

(参考)「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」資料